

# <令和3年12月16日から愛知県特定最低賃金が改定されました>

## 【最低賃金について】

最低賃金には、都道府県ごとに定められた「地域別最低賃金」と、特定の産業に定められた「特定最低賃金」の2種類があります。

「地域別最低賃金」とは、産業や職種による制限はなく、正社員・契約社員・派遣社員・臨時・嘱託・パート・アルバイトなど、雇用形態や呼称に関係なく、働く全ての労働者と会社に適用されます。愛知県における「地域別最低賃金」は令和3年10月1日から955円に改定されました。

一方、「特定最低賃金」は特定の産業について設定されている最低賃金です。基幹的労働者を対象として、「地域別最低賃金」よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認められた産業について設定されます。

愛知県で定められている特定最低賃金の一部が令和3年12月16日に改定されました。改定された特定最低賃金の業種、時間額、は以下のとおりとなります。

愛知県の最低賃金	
<b>愛知県最低賃金</b> <small>令和3年10月1日から</small> <small>パートやアルバイトなどを除く愛知県内で働くすべての労働者に適用されます。なお、特定最低賃金がある場合は、特定最低賃金が適用されます。</small>	<b>時間額 (円)</b> <b>955</b>
<b>特定最低賃金</b> <small>令和3年12月16日から</small>	<b>時間額 (円)</b>
<b>製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業</b> <small>(表面処理鋼材を除く。)</small>	<b>996</b>
<b>はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業</b> <small>(補綴用ショベルトラック製造業、計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業、医療用機械器具・医療用品製造業、光学機械器具・レンズ製造業及び武器製造業を除く。)</small>	<b>968</b>
<b>輸送用機械器具製造業</b> <small>(建設用ショベルトラック製造業を含む。船舶製造・修理業、船用機関製造業及び自転車・同部分品製造業を除く。)</small>	<b>976</b>

**業務改善助成金** 中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げを図るための制度です。

生産性向上のための設備投資（機械設備、POSシステム等の導入）や人材育成に係る研修などを行い、事業場内最低賃金を20円以上引き上げた場合、設備投資などのかかった費用の一部を助成します。

**「業務改善助成金コールセンター」** **03-6388-6155**  
(受付時間 平日8:30~17:15)

- 業務改善助成金制度の利用の相談（無料）は、愛知働き方改革推進支援センター 0120-006-802（令和3年度）
- 業務改善助成金の申請・支給の窓口は、愛知労働局雇用環境・均等部 企画課(助成金担当)へ 電話052-857-0313

厚生労働省 愛知労働局 労働基準監督署 ハローワーク 愛知県

※今回改正されなかった以下の特定最低賃金の取扱いについて

①「染色整理業」、②「計量器・測定器・分析機器・試験機、光学機械器具・レンズ、時計・同部分品製造業」、③「電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械

器具製造業」、④「各種商品小売業」、⑤「自動車部分品・附属品小売業」、⑥「自動車（新車）小売業」は、愛知県最低賃金（955円）を下回ることになったため、令和3年10月1日から愛知県最低賃金（955円）の適用となります。

## 【最低賃金額以上かどうかを確認する方法】

### (1) 比較方法

支払われる賃金が最低賃金額以上となっているかを確認するには、以下の方法で比較します。

#### ①時間給の場合

時間給 ≥ 最低賃金額

#### ②日給の場合

日給 ÷ 1日の所定労働時間数（日によって所定労働時間数が異なる場合には1週間における1日平均所定労働時間数） ≥ 最低賃金額

#### ③月給の場合

月給 ÷ 1か月における所定労働時間数（月によって所定労働時間数が異なる場合には1年間における1か月平均所定労働時間数） ≥ 最低賃金額

#### ④出来高払制その他の請負制によって定められた賃金の場合

出来高払制その他の請負制によって計算された賃金の総額を、当該賃金計算期間に出来高払制その他の請負制によって労働した総労働時間数で除した1時間当たりの金額 ≥ 最低賃金額

#### ⑤上記①、②、③、④の組み合わせの場合

例えば、基本給が日給制で、各手当が月給制等の場合は、それぞれ②、③の式により時間額に換算し、それらを合計したものと最低賃金額（時間額）を比較します。

### (2) 算入しない賃金

最低賃金の比較にあたって、次の賃金は算入しません。

#### ①臨時に支払われる賃金（結婚手当など）

#### ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

#### ③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金（時間外割増賃金など）

#### ④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金（休日割増賃金など）

#### ⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分（深夜割増賃金など）

## ⑥精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

### 【事例1 月給制の場合の換算方法】

愛知県の輸送用機械器具製造業で働く労働者 A さんは、基本給が月 180,000 円、職務手当が月 25,000 円、通勤手当が月 8,000 円支給されています。なお、A さんの会社は、年間所定労働日数が 250 日、1 日の所定労働時間が 7 時間 30 分です。

①最低賃金の換算に対し、算入する賃金は基本給と職務手当となります。通勤手当は算入しないので、

基本給 180,000 円 + 職務手当 25,000 円 = 205,000 円

②この金額を時間額に換算すると、

$205,000 \text{ 円} \div 1 \text{ か月平均所定労働時間 (250 日} \times 7.5 \text{ 時間} / 12 \text{ か月)} = 1,312 \text{ 円} \geq 976 \text{ 円}$  (愛知県輸送用機械器具製造業最低賃金) であり、特定最低賃金額以上となっています。

### 【事例2 日給制と月給制の組み合わせの場合の換算方法】

愛知県の製鉄業で働く労働者 B さんは、基本給が日給制で 1 日あたり 12,000 円、各種手当が月給制で、職務手当が月 30,000 円、通勤手当が月 8,000 円支給されています。

なお、B さんの会社は、年間所定労働日数が 250 日、1 日の所定労働時間が 8 時間です。

①最低賃金の換算に際し、月給制の賃金は職務手当と通勤手当となります。通勤手当は算入しないので、職務手当を時間額に換算すると、

$30,000 \text{ 円} \div 1 \text{ か月平均所定労働時間 (250 日} \times 8 \text{ 時間} / 12 \text{ か月)} = 180 \text{ 円}$

②日給制の賃金は基本給のみでこれを時間額に換算すると、

$12,000 \text{ 円} \div 8 \text{ 時間} / \text{日} = 1,500 \text{ 円}$

③上記①と②を合計すると、

$180 \text{ 円} + 1,500 \text{ 円} = 1,680 \text{ 円} \geq 996 \text{ 円}$  (愛知県製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、鋼材製造業最低賃金) であり、特定最低賃金額以上となっています。

### 【事例3 歩合給制の場合の換算方法】

愛知県のタクシー会社で働く労働者 C さんは、ある月の総支給額が 143,650 円であり、そのうち、歩合給が 136,000 円、時間外割増賃金が 5,100 円、深夜割増賃金が 2,550 円となっていました。なお、C さんの会社における 1 か月の平均所定労働時間は月 170 時間、1 か月の総労働時間は 200 時間、時間外労働は 30 時間、深夜労働が 15 時間でした。

① C さんに支給された賃金から、最低賃金の対象とならない時間外割増賃金、深夜割増賃金を除くと、歩合給 (136,000 円) のみとなります。

最低賃金の換算に際し、歩合給の場合はその賃金を月間総労働時間数で除して時間当たりの金額を算出し、最低賃金額と比較することから、

$136,000 \text{ 円} \div 200 \text{ 時間} = 680 \text{ 円} < 955 \text{ 円}$  となり、愛知県最低賃金額未満となります。

最低賃金額以上かどうかの確認は複雑な換算等がありますので、ご不明な点がございましたら、お気軽に岡崎労働基準監督署西尾支署 (TEL: 0563-57-7161) までお問い合わせください。

また、厚生労働省では、最低賃金引上げに伴って影響を受ける中小企業に対して、①業務改善助成金、②働き方改革推進支援センターによる支援を行っています。

①は、中小企業・小規模事業者の生産性向上を支援し事業場内で最も低い賃金 (事業場内最低賃金) の引上を図るための制度です。

※お問い合わせ先「業務改善助成金コールセンター (TEL: 03-6388-6155)

②は、社会保険労務士などの専門家が、無料で事業主の方からの労務管理上のお悩みをお聞きし、就業規則の作成方法、賃金規定の見直しや労働関係助成金の活用などを含めたアドバイスを行うものです。

※お問い合わせ先「愛知働き方改革推進支援センター」 (TEL: 0120-006-802)

今年度の最低賃金改定は、全国的に一律 28 円以上の引き上げとなり、事業主様へのご負担も大きいかと思えます。上記のような支援制度もご活用いただき、貴社の賃金体系を今一度見直していただくようお願い申し上げます。